

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項目名	スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度（事業成長担保権）の創設に伴う所要の措置										
税目	登録免許税、国税徴収法										
要望の内容	スタートアップ等への円滑な資金供給を促し、融資を促進するための制度（事業成長担保権）の創設に伴い、所要の整備を進めること。										
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）	
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）									
（改正増減収額）	（	— 百万円）									
新設・拡充又は延長を必	<p>(1) 政策目的</p> <p>スタートアップや事業承継・再生企業等への円滑な資金供給を促す観点から、事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度（事業成長担保権）を創設し、我が国のスタートアップ等の幅広い企業に対する円滑な資金提供を通じて企業・経済の持続的な成長を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>DXやGX等に伴う産業構造の変化が生じている中、スタートアップ等にとっては、不動産等の有形資産担保や経営者保証等なしに融資を受けることは難しく、また、出資による資金調達だけでは経営者の持分が希薄化するため、成長資金を経営者の意向に応じて最適な方法で調達できるよう環境を整備することが必要である。</p>										
今回の要望（租	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>I-3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> <p><新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（抄）></p> <p>企業のノウハウや顧客基盤等の知財・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度（「事業成長担保権」）を検討し、早期の法案提出を目指す。</p>								

	政策の達成目標		事業者が最適な方法で資金を調達でき、金融機関においても融資に取り組みやすい環境を整備することで、事業の継続及び成長を促し、企業・経済の持続的成長を実現すること。	
		租税特別措置の適用又は延長期間	—	
		同上の期間中の達成目標	—	
		政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度の創設に伴う税制上の取扱いを明確化するものであり、手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置		地方税（国税徴収法と連動した要望）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
		要望の措置の妥当性		スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度の創設に伴う税制上の取扱いを明確化するものであり、措置として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—		
	租特透明化法に基づく	—		

	適用実態 調査結果	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	昨年度に続けて2度目の要望である。	